

発議第 4 号

精神保健医療福祉の改善に関する意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 12 月 20 日 提出

瀬戸内市議会議長 廣田 均 様

提出者 環境福祉常任委員長 厚東 晃央

（提案理由）

精神科を受診する人は年間 420 万人に迫っており、誰もが安心して受診できる精神科医療の実現、また、新型コロナウイルスパンデミックの長期化によるメンタルヘルス対策の強化も喫緊の課題となっている。

日本は 2014 年に障害者権利条約を批准している。すべての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉に転換するよう国に改善を求めるものである。

精神保健医療福祉の改善に関する意見書（案）

精神科を受診する人は年間 420 万人に迫っており、誰もが安心して受診できる精神科医療の実現は国民的課題となっている。

日本の精神科医療は、諸外国に比して半世紀以上の遅れをとっている。地域生活を基盤とした諸外国とは異なり、施設療養生活が中心となっている。

一般病院に比して診療報酬は低く抑えられ、施設の医師や看護師などの体制も半分以下と極めて少ない状況である。疾患の治療というよりは、精神障害者から社会を守るという日本に固有の誤った観念が精神疾患に対する差別と偏見を助長し、世界的にも類を見ない長期にわたる社会的入院や隔離・身体拘束などの人権侵害を引き起こして、国際的にも批判を浴びている。

日本は 2014 年に障害者権利条約を批准している。すべての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉に転換することが必要である。

新型コロナウイルスパンデミックの長期化によるメンタルヘルス対策の強化も喫緊の課題となっている。

記

1. 良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則として廃止できるよう、精神科専門職の配置基準を引き上げること。一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。
2. 精神疾患や認知症があっても地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。差別や偏見をなくすための啓発を促進し、施策には当事者と家族の声を尊重して反映させること。
3. 入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健医療福祉予算の拡充や職員の雇用保障、教育、研修を国が責任をもって行うこと。
4. 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様